

松江市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松江市税賦課徴収条例（平成 17 年松江市条例第 59 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（寄附金税額控除） 第 34 条の 7 略 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 1 項(法<u>附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項</u>の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税	（寄附金税額控除） 第 34 条の 7 略 2 前項の特例控除額は、法第 314 条の 7 第 1 項(法<u>附則第 5 条の 6 第 2 項</u>_____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。 （市民税の申告） 第 36 条の 2 第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者は、3 月 15 日までに、施行規則第 5 号の 4 様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第 317 条の 6 第 1 項又は第 4 項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から 1 月 1 日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第 48 条の 9 の 7 に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税

義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号**並びに第 36 条の 3 の 3 第 1 項及び第 2 項第 4 号**において同じ。)(前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において

義務者(前年の合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の法第 314 条の 2 第 1 項第 10 号の 2 に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第 314 条の 2 第 4 項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第 1 項第 12 号に規定する特定親族をいう。第 36 条の 3 の 2 第 1 項第 3 号**及び第 36 条の 3 の 3 第 1 項**

において同じ。)(前年の合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。)に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第 313 条第 8 項に規定する純損失の金額の控除、同条第 9 項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第 34 条の 7 の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第 24 条第 2 項に規定する者(施行規則第 2 条の 2 第 1 項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。

2～9 略

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)

第 36 条の 3 の 2 所得税法第 194 条第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において

「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。)(合計所得金額が133万円以下であるものに限る_____)の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるもの

「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 略

(2) 所得割の納税義務者(合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、_____合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。)の氏名

(3)・(4) 略

2～4 略

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるもの

をいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)は、公的年金等支払者(所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等(以下この項において「公的年金等」という。)の支払者をいう。以下この条において同じ。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

をいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。

6 略

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。)の支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。)に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を

(1) 所得税法第 203 条の 6 第 1 項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

(2) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。)の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者であつて、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。)の自己と生計を一にする配偶者(合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。)をいう。次号及び次項第 3 号において同じ。)(退職手当等(第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。))に係る所得を有する者に限る。))又は扶養親族(年齢 16 歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。))若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が 85 万円以下であるものに限る。))を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第 23 条第 1 項第 1 号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第 4

受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

8条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当

該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 略

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあつては30万円、償却資産にあつては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の

該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 略

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者について、その者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地、家屋にあつては20万円、償却資産にあつては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

附 則

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの

各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第 7 条の 3 平成 22 年度から令和 25 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 21 年から令和 12 年までの各年である場合に限る。)には、法附則第 5 条の 4 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 7 条の 4 第 34 条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 11 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 34 条の 3

各年度分の個人の市民税に限り、法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定に該当する場合における第 34 条の 2 の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第 1 項」とあるのは「同条第 1 項(第 2 号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第 4 条の 5 第 3 項の規定により読み替えて適用される法第 314 条の 2 第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第 7 条の 3 平成 22 年度から令和 20 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第 41 条又は第 41 条の 2 の 2 の規定の適用を受けた場合(同法第 41 条第 1 項に規定する居住年が平成 21 年から令和 7 年までの各年である場合に限る。)には、法附則第 5 条の 4 第 5 項(同条第 7 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第 34 条の 3 及び第 34 条の 6 の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 略

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第 7 条の 4 第 34 条の 7 の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第 314 条の 7 第 11 項第 2 号若しくは第 3 号に掲げる場合に該当する場合又は第 34 条の 3

第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 16 条の 4 第 1 項、附則第 17 条第 1 項、附則第 18 条第 1 項、附則第 19 条第 1 項、附則第 19 条の 2 第 1 項、附則第 19 条の 3 第 1 項又は附則第 20 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 34 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第 9 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第 7 条第 13 項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第 7 条の 2 第 4 項(法附則第 7 条の 3 第 3 項又は第 4 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、

第 2 項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第 16 条の 3 第 1 項、附則第 16 条の 4 第 1 項、附則第 17 条第 1 項、附則第 18 条第 1 項、附則第 19 条第 1 項、附則第 19 条の 2 第 1 項_____

_____又は附則第 20 条第 1 項の規定の適用を受けるときは、第 34 条の 7 第 2 項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第 5 条の 5 第 2 項(法附則第 5 条の 6 第 2 項_____の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第 9 条の 2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第 3 項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合(法附則第 7 条第 13 項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。)には、法附則第 7 条の 2 第 4 項_____

_____に規定するところにより控除すべき額を、第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第 17 条の 2 略

2 前項の規定は、昭和 63 年度から令和 11 年度までの各年度分の個人の市民税に限り、

所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 6 項)に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 12 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

4 第 1 項(第 2 項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第 31 条の 2 第 2 項第 1 3 号から第 15 号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)第 3 条第 1 項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和 44 年法律第 57 号)第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成 12 年法律第 57 号)第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成 15 年法律第 77 号)第 56 条第 1 項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第 1 項又は第

所得割の納税義務者が前年中に前条第 1 項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第 34 条の 2 第 5 項)に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第 1 項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第 34 条の 2 第 10 項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 略

2 項に規定する優良住宅地等のための譲渡
又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡
に該当しないものとみなす。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個
人の市民税の課税の特例)

第 19 条の 3 当分の間、所得割の納税義務者

が前年中に租税特別措置法第 38 条の 2 第 1
項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所
得を有する場合には、当該事業所得、譲渡
所得及び雑所得については、第 33 条第 1 項
及び第 2 項並びに第 34 条の 3 の規定にか
かわらず、他の所得と区分し、前年中の当
該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑
所得の金額として令附則第 18 条の 6 の 4
で定めるところにより計算した金額(以下
この項において「特定暗号資産に係る譲渡
所得等の金額」という。)に対し、特定暗号
資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗
号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第 1
号の規定により読み替えて適用される第 3
4 条の 2 の規定の適用がある場合には、そ
の適用後の金額)をいう。)の 100 分の 3 に
相当する金額に相当する市民税の所得割を
課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定
めるところによる。

(1) 第 34 条の 2 の規定の適用については、
同条中「総所得金額」とあるのは、「総
所得金額、附則第 19 条の 3 第 1 項に規定
する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金
額」とする。

(2) 第 34 条の 6 から第 34 条の 8 まで、第

34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項の規定の適用については、第 34 条の 6 中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項前段、第 34 条の 8、第 34 条の 9 第 1 項、附則第 7 条第 1 項及び附則第 7 条の 3 第 1 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」と、第 34 条の 7 第 1 項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第 35 条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 附則第 5 条の規定の適用については、同条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第 2 項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第 19 条の 3 第 1 項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第36条の2第1項ただし書、第36条の3の2及び第36条の3の3の改正規定並びに附則第6条の改正規定及び附則第7条の3の改正規定並びに次条第1項及び第2項の規定
令和9年1月1日
- (2) 第63条の改正規定及び附則第3条の規定
令和9年4月1日
- (3) 第34条の7第2項の改正規定並びに附則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第9条の2の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定
令和10年1月1日
- (4) 附則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定
金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の松江市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、前条第1号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の松江市税賦課徴収条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第7条の3の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）

又は同条第 6 項に規定する認定住宅等（同条第 18 項の規定により同条第 6 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 18 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第 7 条の規定による改正前の租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する居住用家屋（同条第 20 項の規定により同条第 1 項に規定する居住用家屋とみなされる同条第 20 項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第 35 項の規定により同条第 1 項に規定する既存住宅とみなされる同条第 35 項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第 10 項に規定する認定住宅等（同条第 21 項の規定により同条第 10 項に規定する認定住宅等とみなされる同条第 21 項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第 1 項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第 4 号に掲げる規定による改正後の松江市税賦課徴収条例附則第 7 条の 4 の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び第 5 項において「4 号施行日」という。）の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、4 号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第 17 条の 2 第 4 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条第 3 号に掲げる規定の施行の日以後に行う新条例附則第 17 条の 2 第 1 項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 新条例附則第 19 条の 3 の規定は、4 号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第 3 条 新条例第 63 条の規定は、令和 9 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 8 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。